

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
がたると  
翌日)

## 目次

- ◇ 告示
  - 保険医療機関等の指定
  - 保険医の登録(二件)
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定
  - 保安林の指定の解除
  - 土地改良事業の認可(二件)
  - 土地改良事業変更計画の適否の決定
  - 国有財産の用途廃止(二件)
  - 開発行為に関する工事の完了
  - 河川区域の廃止
  - 廃川敷地の成生
- ◇ 公安告示
  - 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇ 内水面漁場管理委告示
  - いわな及びやまめの採捕の禁止

## 告示

### 鳥取県告示百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 邑次

名称	所在地	指定年月日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一二七	昭和四十九年二月一日
鳥取県西部医師会 休日急患診療所	米子市加茂町一丁目一	"
今宮齒科医院	鳥取市湖山町 一、一九四の七一	"
谷岡薬局	" 東品治町一一四の一	"
森 医院	西伯郡西伯町大字福成 九八五	"

### 鳥取県告示百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
井上 豪 円	鳥医第一、八六五号	昭和四十九年一月二十九日

鳥取県告示第四百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
山 脇 美 登 里	鳥医第一、八六六号	昭和四十九年二月四日

鳥取県告示第四百一十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十

十二年誕生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和四十九年二月一日	森 医 院	岩美郡国府町糸谷十一の五

鳥取県告示第四百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二三九
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百十三号

東伯郡東郷町大字引地三六六番地森弥之助ほか二十七人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(赤畑地区農道整備事業とあわせて行う農業用排水)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十四号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(若宮地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十五号

昭和四十九年一月十四日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(倉坂地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項

において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年二月二十六日から用途廃止した。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百四十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年二月二十六日から用途  
廃止した。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

場 所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡淀江町大字中間字竹ノ下外浜五八九番地先 から岡町大字中間字竹ノ下外浜六一〇番地先まで	一九八・九一	水路敷
西伯郡淀江町大字中間字竹ノ下外浜六〇八番地先	二四・三二	道路敷
西伯郡淀江町大字中間字竹ノ下五四八番一地先	一五・一〇	道路敷

場 所	面積 (平方メートル)	用途
気高郡気高町大字宝木字馬建ノ上二九九番五地先 から岡町大字宝木字屋敷廻り八二九番地先まで	一二八・八三	堤塘敷
気高郡気高町大字宝木字屋敷廻り八三〇番一地先	五四七・二〇	堤塘敷

鳥取県告示第百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 許可番号

昭和四十八年七月二十三日 鳥取県指令受都計第六百二十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字石堂田ノ二及び字宮東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第百四十九号

橋津川水系に係る二級河川東郷池について、河川法施行法（昭和三十九  
年法律第百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第百  
六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤  
色で着色した部分の区域について河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

(図面省略)

鳥取県告示第百五十号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十  
年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西尾 邑次

一 河川の名称

橋津川水系に係る二級河川東郷池

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十九年二月二十六日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東郷町大字長和田字入江三六六番四地先及び同町大字長和田字

入江三六六番三地先

四 廃川敷地の種類及び面積

土地 一、八三〇・七四平方メートル

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年三月七日 午後一時から

米子市柁町一丁目一五一 鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市西福原四二四の三番地 鷺見豊勝

西伯郡大山町稲光二七八番地 松岡 司

### 内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、いわな及びやまめの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和四十九年二月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰章

一 禁止区域

県下全内水面

二 禁止期間

昭和四十九年三月一日から昭和四十九年三月三十一日まで